

神奈川県都市公園条例の一部改正の概要

1 改正理由

- 「都市緑地法等の一部を改正する法律」に基づき、都市公園法が一部改正され、平成 29 年 6 月 15 日に施行された。
- この改正に伴い、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則も改正・施行された。
- これらの法令の改正に伴い、「公募設置管理制度」、「都市公園面積の標準」及び「運動施設率」に関する規定について、神奈川県都市公園条例を改正することとしたい。

2 改正内容

(1) 公募設置管理制度について

一般的な公園施設は原則として各都市公園の面積の 2% まで設置できるが、都市公園法の改正によって、公募対象公園施設については条例で定めれば、特例で 10% 上乗せして、12% (原則 2% + 特例 10%) まで設置することができることになった。

本県においても、公募設置管理制度の活用を検討していきたいと考えており、公募対象公園施設については、都市公園面積の 12% まで設置することができるよう、神奈川県都市公園条例を改正するもの。

(2) 都市公園面積の標準について

住民一人当たりの都市公園の標準面積 (以下、「標準面積」という。) については、法令の規定を参酌して条例で定めることとされているが、都市公園法施行令の改正によって、標準面積から市民緑地の面積を控除することになった。

本県には市民緑地が既にあることから、標準面積から、市民緑地の面積を控除するよう、神奈川県都市公園条例を改正するもの。

(3) 運動施設率について

都市公園法施行令の改正によって、「運動施設の敷地面積の総計」と「各都市公園の面積」の比率 (以下、「運動施設率」という。) について、50% を上限とすることを参酌して、条例で定めることになった。

本県の県立都市公園における運動施設について、設置状況を確認したところ、各県立都市公園の運動施設率は 40% 未満であり、今後の施設改修等に対応できる余裕もあることから、運動施設率については都市公園法施行令で示された 50% を上限とすることで支障がないと考えられる。

このことから、運動施設率についての上限を 50% と定めるため、神奈川県都市公園条例を改正するもの。

3 今後のスケジュール (予定)

- 平成 29 年 11 月 公園等審査会で審議
- 平成 29 年 12 月 県議会常任委員会で条例改正の概要について報告
- 平成 30 年 2 月 県議会第 1 回定例会に条例改正議案を提出
- 平成 30 年 4 月 改正条例の施行